- 資材の積み上げは2m未満まで -



・荷取りステージ上に置かれた 資材、積み上げ高さが2mを 超えています。



あまり知られていないことかもしれませんが

高さが二メートル以上の**はい**(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははいくずしの作業は、「はい作業主任者」を選任して直接事故防止の指導にあたらせる必要があります。

当然上記写真のように積み上げ高さが2mを超えている場合、はい作業主任者の 選任が必要です。

作業主任者の資格を有している者がいない場合、2mを超えて資材を積み上げる事は 出来ません。

ステージ上であれ、地上であれ、積み上げ高さは2m未満としてください 特に上の写真のような状態は手摺を超えて積み上げられているため 荷の玉掛け、玉はずしの際、玉掛け者が手摺を越えて墜落する危険も生じます。

新発田建設の安全ルール -

§. 2mを超えて荷を積み上げる作業は、「はい作業主任者」の選任が求められる 有資格作業です、はい作業の資格を持った者かいなければ当然無資格作業になり 法違反になります。

資材は2mを超える高さに積み上げない、止むを得ず積み上げざるを得ない場合は はい作業主任者の有資格者の選任を行なうこととします。